

米子市認知症高齢者等事前登録制度

～住み慣れた地域でいつまでも～

認知症は誰でもかかる可能性のある病気です。
判断力や記憶力が低下して外出したまま家に
戻れなくなってしまう場合があります。
事故などの危険が伴う場合もあり、
ご本人も含めご家族にとってはとても心配なものです。



事前登録制度って？

市内にお住まいの、認知症やその他の認知機能の低下により、
行方不明になるおそれのある方を、希望により事前登録して
おくことで、早期発見・保護するための制度です。

登録するとどうなるの？

登録情報は市と警察署とで保管し、行方不明になった場合に迅速に活用します。

登録方法は？



米子市長寿社会課の窓口にて、写真（顔写真と全身）をお持ち下さい。
申し込みできるのは、本人又は家族です。

（印鑑のいる場合もあります。申込書はホームページにもあります。）

行方不明になったらどうしたら？

ためらわず、早めに交番や警察署へ連絡してください。

◎行方不明者の無線放送の内容や緊急情報等を入手するための便利な手段として、
鳥取県が運用提供している「あんしんトリピーメール」がありますので、ご登録をお願いします。

QRコードで簡単登録！

バーコード読み取り機能のある携帯電話
をお持ちの方は、右記のQRコードから
メールを作成することもできます。



問合わせ
米子市長寿社会課
☎23-5155